

●手話言語条例（案）の制定について

その他資料

条例の趣旨	言語には「音声言語」と「手話言語」（視覚的に表現する言語）があります。 ろう者及び手話を使用する者にとって手話は、日常生活及び社会生活に欠かせない意思疎通のための手段であり、気持ちや考えを伝えたり、相手の話を理解したりするための大切な言語として育まれ、受け継がれてきました。 国連総会で「障害者の権利に関する条約」で手話は言語であると国際的に認められ、我が国の障害者基本法において、手話が言語であると位置付けら、令和7年6月に「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行されました。 そして今、手話が言語であることを基本理念とし、ろう者及び手話を使用する者にとって手話がコミュニケーションを図るかけがえのない大切な手段であり権利であることの認識を強く持ち、<u>ろう者及び手話を使用する者に対する理解の促進及び手話への理解並びに手話の普及が必要になっています。</u> ろう者を含め、全ての市民が人格及び個性を尊重し合いながら、合理的な配慮が適切に行われ、誰もが安心して心豊かに暮らすことができる地域共生社会の実現を目指して、この条例を制定します。
他自治体の条例制定の状況 （R7.7.9 現在）	40 都道府県/22 区/387 市/141 町/10 村 計 600 自治体 大阪府内：大阪府、29 市町/43 市町村
本市の現状	・聴覚障害者 241 人（R7.3 末） 内手話を使う方約 13 人＋α ・手話通訳者等 10 人 ・手話奉仕員養成講座 37 回/年 ・上級手話講習会 2 回～9 回/年 ・手話通訳者派遣 ・講演会等に手話通訳者配置 ・手話カフェ 2 回/月 ・新規採用研修（手話） ・一部の小学校で手話体験授業

本市における 条例制定の目的	・ろう者及び手話を使用する者に対する理解の促進 ・手話の理解：「手話は言語である」 ・手話の習得及び普及啓発
令和 8 年度の 取組み（予定）	①広報誌、市ウェブサイト、リーフレットによる普及啓発 ②図書館に手話に関する書物の展示や市役所ホール内に展示 ③市職員向け手話研修会（1 回/年） ④市民向け手話体験講座（1～2 回/年） ⑤幼・保・小学校向け手話体験講座（1～2 園・校/年） ⑥講演会等における手話通訳者の派遣拡充
令和 9 年度以 降取組み	令和 8 年度事業の継続
令和 9 年度以 降課題	・手話通訳者派遣報償費の引き上げ 阪南市 1,500 円/時間 →近隣市は 1,700 円～2,000 円/時間 ・手話通訳者の担い手不足 ・手話奉仕員レベルアップ講座の開催
スケジュール	・R7 年 7 月～：聴力障がい者団体・手話通訳者、関係団体等に対してアンケートとヒアリング調査 ・R7 年 12～R8 年 1 月：パブリックコメント ・R8 年 3 月：議会に条例案提出 ・R8 年 4 月 1 日：条例施行